

行政制度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分類	14	農業集落排水料金体系
分科会	2	下水道分科会	調整項目	6	延滞金、督促、滞納処分

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	下水道係	担当者名	

現況		調整方針	備考
記載事項	中条町		
延滞金	1 年 14.6 パーセント(督促状記載の納期限の翌日から1月までは年 7.3 パーセント) 2 計算の基礎となる納付金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。 3 延滞金の確定額が 2,000 円未満のときは、その全額を切り捨てる。	該当なし	中条町の例による。
督促手数料	1 督促状の発行 納付期限後 20 日以内 2 督促手数料 督促状 1 通 100 円		
滞納処分	1 督促状、催告書の発行 2 水道料金と合わせて徴収(水道の供給停止)		
関係法令等	中条町督促手数料及び延滞金徴収条例		
		財政への影響額 単位：千円	
		予算額	調整後見込額 影響額(増減)
		中条町	
		黒川村	0 10 10
		計	
備考 平成15年度当初予算ベース			